

中井町立学校教職員の
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
中井町教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・ 2
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・ 6

1 計画の趣旨、現状

町教育委員会では、「中井町の教職員の働き方改革に関する方針（以下「町方針」という。）」に基づき、次の目標を掲げ、教職員の働き方改革を進めています。

- ① 時間外在校等時間の縮減（1箇月当たり45時間以内等）
- ② 年次有給休暇取得日数を15日以上および学校閉庁日5日間程度の設定
- ③ 中井町立学校に係る部活動の方針の遵守

現状として、②、③の目標についてはおおむね達成しましたが、①については、時間外在校時間等時間が月45時間を超過している教職員が一定数います。また、年360時間を超過している教職員が、多くいる状況です。

<町立学校における時間外在校等時間の状況>

	月 45 時間超		年 360 時間超	
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	54.1%	39.5%	—	67.7%
中学校	42.4%	43.8%	—	73.9%

※ 年 360 時間超の割合は令和 6 年度から調査開始

そこで、町方針に基づいた取り組みの徹底を図るとともに、県教育委員会と連携して働き方改革を加速化し、子どもたちへのより良い教育の実現を目指しています。

本計画は、国が定める「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教職員の服務を監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「国指針」という。）」に基づき、神奈川県教職員の働き方改革に関する指針（以下「県指針」という。）等も踏まえ、町方針に掲げる目標の達成に向け、その取組を加速化するために策定するものです。

本町では、町方針と本計画を併せて、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条第1項に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）」とし、計画に位置付けた取組を着実に実施していきます。

2 目標

町教育委員会では、令和7年3月に改定した県指針を踏まえ、次のとおり県教育委員会と共通の目標を設定しています。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減する。

時間外在校等時間	月 45 時間超の教職員の割合	0 %
	年 360 時間超の教職員の割合	0 %

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指す。

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教職員の割合	80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合	80%以上

3 計画の期間

令和8年度から11年度までの4年間とします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進します。
- こども安全パトロール員や自治会、PTA等と連携し、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- 放課後から夜間における校外の見回りについて、学校による対応は原則行わないこととします。
- 補導された児童生徒の引き取りについては、学校・警察連絡協議会等において保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有するとともに、学校による対応は原則行わないこととします。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理

- 給食費については、令和4年度から完全無償化を実施しており、学校で徴収・管理をすることはありません。
- 給食費以外の学校徴収金の徴収・管理については、学校が金融機関と連携し、現金を取り扱わずに対応できるよう支援を進めます。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- 本町では、スクールコーディネーターが地域学校協働活動推進員の役割の一部を

担っています。

- 地域学校支援ボランティア連絡会において、地域学校協働活動の関係者間の連絡調整を教職員と連携して進めていくことについて認識を共有します。

- (カ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - 保護者等からの過剰な苦情等を含め、学校と保護者等との間で解決が困難になった場合、教育委員会が連携してその問題に対応していきます。
 - 町の顧問弁護士や県教育委員会のスクールロイヤー等と連携し、学校現場で発生する諸課題に対して、学校が法的側面からの助言を得られる環境を整備します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- (ア) 調査・統計等への回答
 - 国や県に対し、学校を対象とした調査・照会の精査・削減を要望していきます。
 - 国や県から学校を対象に調査・照会の依頼があった場合には、町教育委員会で把握している調査項目を事前に記載するなど、学校の負担軽減を図ります。
 - 町教育委員会で実施する調査・照会等については、調査回数の縮減や回答方法の変更など、見直しの好事例を教育委員会内で共有すること等を通じて、さらなる負担軽減を図ります。
 - 学校事務職員の資質向上・連携強化が図られるよう、体制の整備に努めます。

- (イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・運用
 - ウェブサイトの作成・運用については、簡易にウェブページを作成できるツールを導入し、教職員の負担軽減を図ります。
 - ホームページの作成に当たっては、ポイントをまとめた資料を作成し、学校における活用を図ります。

- (ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - 日常的に機器や設備を保守・管理できるような体制を整えて支援を行います。

- (エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - 外部委託を含めた教職員以外の人材の活用を進めます。

- (オ) 校内清掃
 - 校内清掃については、清掃活動を通じて得られる教育的意義（責任感、協調性、勤労の尊さなど）を鑑み、学校の意見を尊重しながら、必要に応じて外部委託の検討を進めます。
 - 日常的な清掃活動では清掃しきれない箇所については、業務委託で対応します。

(カ) 部活動

- 中井町立学校における部活動の活動方針に基づき、活動時間は、平日の活動は週4日以内、活動時間は2時間程度、大会期間を除いた土日の活動は、どちらか1日3時間までを徹底します。
- 今後、国や県から示されるガイドライン改定の趣旨等も踏まえ、部活動や部活動顧問の在り方について、検討していきます。
- 大会運営業務に携わる教職員の負担軽減に向けて、中体連等と協議していきます。
- 学校や地域の実状に応じて、休日の部活動から段階的に地域クラブの活動へと移行していきます。令和10年度までに、休日の全ての部活動で地域展開できるよう目指します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備

- ICTの活用、教材の共有などを進めるとともに、ICT支援員による技術支援やSSS（スクール・サポート・スタッフ）の活用による負担軽減を進めます。

(イ) 学習評価や成績処理

- 統合型校務支援システムを活用し、児童生徒情報や成績の入力の効率化を図ります。
- 効率的に学習評価や成績処理をするため、学校の実状に応じてデジタル採点システムを導入し、活用を進めます。

(ウ) 学校行事の準備・運営

- 児童生徒の成長に必要な行事を精選するとともに、開催日程を調整することで教職員の負担を減らします。また、準備・運営に当たっては、必要に応じてSSS等の支援スタッフを活用します。
- コミュニティ・スクールを活用し、地域と連携した運営を進めます。

(エ) 進路指導の準備

- 校務支援システムを活用して調査書を作成し、業務の効率化を進めます。
- 県教育委員会と連携し、進路指導中・高連絡協議会等をとおして、中学校における進路指導事務の軽減を図っていくことについて認識を共有します。

(オ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 県教育委員会と連携してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが各学校を巡回することで、教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。
- 学校の実状に応じて介助員や学習支援者などを配置し、配慮を必要とする児童生徒に対して教職員と連携・協働した効果的な支援体制を構築します。

- 外国につながるのある児童生徒に対し、日本語指導員や日本語学習支援者の活用、通訳者の派遣をとおして、指導、支援を進めます。

(2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要です。

時間外在校等時間の縮減に向けて、その方策として、児童生徒や学校の実情を踏まえた、教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現をめざし、次の取組を進めます。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- 学校と保護者との連絡システムを活用し、欠席連絡やアンケート調査の効率化、校務支援システムとの連携を図ります。
- 勤務時間外の電話に対して、自動音声による応答を徹底します。
- 指導と評価の計画の活用や、教材の共通化を進めます。また、職務経験が少ない教職員が、適切な助言や支援を得られるよう、管理職や総括教諭を中心とした組織的な人材育成の体制を整備します。
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、管理職や総括教諭が働き方改革の視点を持ち、改善策を講じます。
- 教職員以外でも対応可能な業務について、SSS等の人材のさらなる活用を検討します。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保し、労働安全衛生法等の規定を遵守するための取組を進めます。

- 労働安全衛生法に基づき、月平均 80 時間を超える時間外労働を行うなどの要件に該当した教職員に対し、その者の申出、若しくは学校長や教育委員会の判断のもと、医師による面接指導を実施します。
- 教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、一般健康診断のほか、必要な健康診断を実施します。
- 必要に応じて、教職員が産業医等による助言・指導又は保健指導を受けられるようにします。
- すべての学校でストレスチェックを実施します。

- 町教育委員会の相談窓口を活用し、教職員の心身の健康問題について対応します。
- 学校現場の実状を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討します。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 働き方改革を推進するうえで、組織の在り方や教職員の意識をはじめとする自校の状況や課題を学校長が把握し、改善することが重要であることから、学校長の効果的なマネジメントを支援するため、教育指導員等による専門的な見地からの助言や指導等を行います。
- 毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告します。